

文部科学省告示第三十八号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十四条及び第九十六条の規定に基づき、平成二十一年四月一日から高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の特例を次のように定める。

平成二十一年三月九日

文部科学大臣 塩谷 立

1 平成21年4月1日からの特例

平成21年4月1日から高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）（以下「現行高等学校学習指導要領」という。）の特例は次に定めるところによるものとする。

一 総則

（福祉に属する科目）

（1）福祉に属する科目については，現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3の表福祉の欄中「福祉情報処理」とあるのは，「福祉情報処理，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，介護実習，こころとからだの理解，福祉情報活用」とするものとする。

（2）現行高等学校学習指導要領第1章第4款の7の規定の適用に当たっては，「又は「社会福祉演習」とあるのは，「，「社会福祉演習」又は「介護総合演習」とするものとする。

二 各教科

（福祉）

福祉に属する科目の指導に当たっては，現行高等学校学習指導要領第3章第8節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第8節の規定によることができるものとする。

2 平成22年4月1日からの特例

平成22年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例は次に定めるところによるものとする。

一 総則

（教育課程編成の一般方針等）

（1）教育課程編成の一般方針，各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。），特別活動及び総合的な学習の時間の授業時数等，教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項並びに単位の修得及び卒業の認定については，現行高等学校学習指導要領第1章第1款，第5款，第6款及び

第7款の規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第1章第1款，第2款の2（総合的な学習の時間に係る部分に限る。），第3款の1の(2)，第4款，第5款及び第6款の規定によるものとする。この場合において，新高等学校学習指導要領第1章第5款の4の(2)中「専門学科」とあるのは，「専門教育を主とする学科」と読み替えるものとする。

(総合的な学習の時間の取扱い)

(2) 総合的な学習の時間の取扱いについては，現行高等学校学習指導要領第1章第4款（7を除く。）の規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第4章の規定によるものとする。

(通信制の課程における教育課程の特例)

(3) 通信制の課程における教育課程の特例については，次に定めるところによるものとする。

ア 現行高等学校学習指導要領第1章第8款の規定のうち「第1款から第7款まで（第5款，第6款の1並びに第6款の4の(4)のア及びイを除く。）に定めるところによる」の部分にかかわらず，現行学習指導要領第1章第2款及び第3款並びに新高等学校学習指導要領第1章第1款，第2款の2（総合的な学習の時間に係る部分に限る。），第3款の1の(2)，第5款（1並びに4の(4)のア及びイを除く。）及び第6款の規定によること。

イ 現行高等学校学習指導要領第1章第8款の2，4及び5の規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第1章第7款の2，4及び5の規定によること。

二 各教科等

(保健体育)

(1) 保健体育に属する科目の指導に当たっては，現行高等学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

(芸術)

(2) 芸術に属する科目の指導に当たっては，現行高等学校学習指導要領第2

章第7節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

(体育)

(3) 体育に属する科目の指導に当たっては，現行高等学校学習指導要領第3章第10節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第10節の規定によることができる。

(音楽)

(4) 音楽に属する科目の指導に当たっては，現行高等学校学習指導要領第3章第11節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第11節の規定によることができる。

(美術)

(5) 美術に属する科目の指導に当たっては，現行高等学校学習指導要領第3章第12節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第12節の規定によることができる。

(特別活動)

(6) 特別活動の指導に当たっては，現行高等学校学習指導要領第4章の規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第5章の規定によるものとする。

3 平成24年4月1日からの特例

平成24年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例は次に定めるところによるものとする。

一 総則

(数学，理科及び理数に属する科目等)

(1) 数学及び理科に属する科目並びにその標準単位数については，現行高等学校学習指導要領第1章第2款の2の表数学及び理科の欄の規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第1章第2款の2の表数学及び理科の欄の規定によるものとする。

(2) 理数に属する科目については，現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3の表理数の欄の規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第1章第2款の3の表理数の欄の規定によるものとする。

(3) 数学及び理科に属する科目のうちすべての生徒に履修させる科目については、現行高等学校学習指導要領第1章第3款の1の(4)及び(5)の規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第1章第3款の1の(1)のイ及びオの規定によるものとする。

二 各教科

(数学)

(1) 数学に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第4節の規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第2章第4節の規定によるものとする。

(理科)

(2) 理科に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第2章第5節の規定によるものとする。

(理数)

(3) 理数に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第9節の規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第3章第9節の規定によるものとする。

附 則

この告示中、第1項は平成21年4月1日から、第2項は平成22年4月1日から、第3項は平成24年4月1日から施行する。ただし、第1項及び第3項の規定は、それぞれの施行日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第91条（同令第113条第1項で準用する場合を含む。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。